

## 6 今後における労使間の諸問題の解決手段

労使間の諸問題を解決するために今後最も重視する手段をみると、「団体交渉」が47.6%（令和4（2022）年調査49.8%）と最も多く、次いで「労使協議機関」45.4%（同43.3%）、「苦情処理機関」1.5%（同1.7%）、「争議行為」0.4%（同0.7%）となっている（第8表）。

第8表 労使間の諸問題を解決するために今後最も重視する手段別割合

（単位：％）令和7（2025）年

区 分	計 1)	争議行為	団体交渉	労使協議機関	苦情処理機関	その他
計	100.0	0.4	47.6	45.4	1.5	3.0
＜ 企 業 規 模 ＞						
5,000 人 以 上	100.0	0.4	44.4	48.9	1.3	3.2
1,000 ～ 4,999 人	100.0	0.8	43.8	47.8	1.0	3.8
500 ～ 999 人	100.0	0.2	44.7	51.1	0.1	0.7
300 ～ 499 人	100.0	0.1	50.8	45.8	0.5	1.4
100 ～ 299 人	100.0	0.2	46.5	47.1	3.2	2.1
30 ～ 99 人	100.0	0.6	65.0	22.1	1.8	6.8
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞						
単 位 労 働 組 合	100.0	0.4	47.7	45.1	1.5	3.1
単 位 組 織 組 合	100.0	0.3	50.4	43.2	2.0	2.5
支 部 等 の 単 位 扱 組 合	100.0	0.5	45.3	46.6	1.2	3.5
連 合 扱 組 合	100.0	-	53.7	40.7	-	5.6
本 部 組 合	100.0	0.4	43.4	54.3	0.4	0.5
令 和 4 (2022) 年 調 査 計	100.0	0.7	49.8	43.3	1.7	2.7

注：1) 最も重視する手段「不明」を含む。